

大分大学大学院福祉社会科学研究科規程

平成16年4月1日制定

平成16年福祉社会科学研究科規程第1号

(趣旨)

第1条 大分大学大学院福祉社会科学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、大分大学大学院学則（平成16年規則第9号。以下「大学院学則」という。）及び大分大学学位規程（平成16年規程71号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 研究科は、福祉を総合的・多角的に捉え、問題発見・解決のできる実践能力の涵養を図るため、社会福祉学・法学・社会学・経済学・経営学・教育学などの社会科学を駆使し、社会の様々な分野で活躍する高度職業人の養成を目的とする。

(入学者の選考)

第3条 入学者の選考は、学力検査、面接及び健康診断を総合して行う。

(指導教員)

第4条 学生の履修、研究及び論文の指導のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、研究科の教授をもって充てる。ただし、研究科委員会において必要と認めるときは、研究科の准教授又は講師をもって充てることができる。

(授業科目及び単位)

第5条 研究科の授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第6条 学生は、在学期間中に必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得しなければならない。

(教育方法の特例)

第7条 研究科における授業及び研究指導は、大分大学大学院福祉社会科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第8条 授業科目及び研究指導の内容及び履修方法並びに一年間の授業科目及び研究指導の計画については、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 前二項に係る明示の方法は、別に定める。

(単位の認定)

第9条 各授業科目の単位の認定は、授業担当教員が試験又は研究報告により行う。

2 前項の成績は、優、良、可及び不可の評語をもって表わし、可以上を合格とする。

(追試験)

第10条 学生が疾病その他やむを得ない理由により、所定の時期に受験できなかった場合は、願い出により追試験を行うことがある。

(学位論文の審査)

第11条 学位論文は、所定の期日までに指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

2 学位論文の審査に関する事項は、別に定める。

(最終試験)

第12条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査を終了した者について、同論文を中心とした関連分野について、口答又は筆答により行う。

2 最終試験に関する事項は、別に定める。

(再入学)

第13条 退学した者（大学院学則第54条の懲戒の規定による退学者を除く。）又は除籍された者が、再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の既習得単位の認定及び就学すべき年数並びに在学年限について必要な事項は別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の前に、大分大学大学院福祉社会科学研究科に在籍していた学生については、当該学生に適用されていた大分大学大学院福祉社会科学研究科規程（平成15年10月1日制定）の例による。

附 則（平成17年福祉社会科学研究科規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年福祉社会科学研究科規程第1号）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した者については、改正後の大分大学大学院福祉社会科学研究科規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年福祉社会科学研究科規程第1号）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前に入学した者については、改正後の大分大学大学院福祉社会科学研究科規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年福祉社会科学研究科規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年福祉社会科学研究科規程第4号）

この規程は、平成21年12月10日から施行する。

附 則（平成22年福祉社会科学研究科規程第1号）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 平成21年度以前に入学した者については、改正後の大分大学大学院福祉社会科学研究科規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年福祉社会科学研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の大分大学大学院福祉社会科学研究科規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年福祉社会科学研究科規程第2号）

この規程は、平成24年4月5日から施行し、この規程による改正後の大分大学大学院福祉社会科学研究科規程の規定は同年4月1日から適用する。

附 則（平成25年福祉社会科学研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成25年1月8日から施行する。ただし、第5条及び第11条の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の大分大学大学院福祉社会科学研究科規程第5条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年福祉社会科学研究科規程第2号）

この規程は、平成25年4月3日から施行し、この規定による改正後の大分大学大学院福祉社会科学研究科規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成26年福祉社会科学研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の大分大学大学院福祉社会科学研究科規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年福祉社会科学研究科規程第1号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30福祉社会科学研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の大分大学大学院福祉社会科学研究科規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

福祉社会科学専攻

授 業 科 目	単位
☆福祉法制・権利擁護特論	2
☆方法・原理ソーシャルワーク特論	2
◎☆福祉調査研究方法論	2
◎福祉社会科学概論	2
◎☆福祉社会科学課題研究	2
社会福祉の基礎(入門科目)	2
人権の歴史特論	2
☆コミュニティソーシャルワーク特論	2
☆福祉サービスシステム特論	2
☆地域福祉政策特論	2
☆福祉公共ガバナンス特論	2
☆雇用政策・福祉労働特論	2
福祉政策特論	2
☆社会政策特論	2
☆社会保障政策特論	2
☆マネジメント特論	2
☆非営利組織のマーケティング特論	2
☆医療・福祉施設会計特論	2
☆市民参加と福祉社会特論	2
教育福祉特論	2
☆児童・家庭ソーシャルワーク特論	2
☆障害者ソーシャルワーク特論	2
☆高齢者ソーシャルワーク特論	2
☆精神保健ソーシャルワーク特論	2
☆医療ソーシャルワーク特論	2
家族福祉特論	2
生と死の哲学特論	2
◎福祉社会科学演習Ⅰ	2
◎福祉社会科学演習Ⅱ	2
◎福祉社会科学演習Ⅲ	2
特別講義(自治体福祉行政の現在)	1
特別講義(福祉研究の最前線)	2
★地方財政論特研(経済学研究科)	2
★精神医学特論(教育学研究科)	2
住居学特論(教育学研究科)	2

★生命倫理学(医学系研究科)	1
★福祉建築計画特論(工学研究科)	2

◎は、必修科目，★は、他研究科開設科目，☆は、高等学校専修免許状「福祉」取得に必要な科目（この内から24単位以上修得すること）。